

訪問看護ステーション ルピナス 料金表

医療保険		料金	基本利用料 (利用者負担金)			
			1割	2割	3割	
基本療養費 (I)	保健師・看護師・PT・OT・ST (1日につき)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師 (1日につき) ☆1	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門性の高い看護師との同行訪問 ☆1		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
基本療養費 (II)	保健師・看護師・PT・OT・ST (1日につき同一建物2人訪問の場合)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師 (1日につき同一建物2人訪問の場合)	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門性の高い看護師との同行訪問 ☆1		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護基本療養費 (III)		入院中1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
機能強化型訪問看護管理療養費 (2)		月の初日	9,400円	940円	1,880円	2,820円
		月の2日目以降	2,980円	298円	596円	894円
加算	乳幼児加算 (1日につき)		1,500円	150円	300円	450円
	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加算 (1日につき)		2,650円	265円	530円	795円
	複数名訪問看護加算 ☆2					
	看護師・理学作業言語療法士と訪問 (週1回)		4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師等と訪問 (週1回)		3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者と訪問 (週3回) 厚生労働大臣が定める場合を除く		3,000円	300円	600円	900円
	看護補助者と訪問 (1日に1回の場合) 厚生労働大臣が定める場合に限る		3,000円	300円	600円	900円
	看護補助者と訪問 (1日に2回の場合) 厚生労働大臣が定める場合に限る		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	看護補助者と訪問 (1日に3回以上の場合) 厚生労働大臣が定める場合に限る		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	長時間訪問看護加算 (週1回まで) ☆3		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	24時間対応体制加算 (月1回) あり・なし		6,400円	640円	1,280円	1,920円
	特別管理加算 (月1回)	欄外※の方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		それ以外の方	2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算 (適応時)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算 (適応時) ☆4		2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算 (適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算 (適応時月1回)		3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時月2回まで)		2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算						
夜間 (午後6時～午後10時)		2,100円	210円	420円	630円	
早朝 (午前6時～午前8時)						
深夜訪問看護加算 (午後10時～午前6時)		4,200円	420円	840円	1,260円	
看護・介護職員連携強化加算 (月1回) ☆5		2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護情報提供療養費 1 (月1回) 市町村		1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費 2 (月1回) 学校		1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費 3 (月1回) 入院サマリー		1,500円	150円	300円	450円	

訪問看護ターミナルケア療養費 1 (適応時) ☆6	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 2 (適応時)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
エンゼルケア (自費)	10,800円			

※在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは、留置カテーテルを使用している状態にある利用者

※通常の訪問実施地域(事業所から片道5km)以外へ訪問する場合は、実施地域を超えて5Km未満
1回 ¥200(税抜き)を徴収する。

※料金表は公的報酬に準じています。

平成30年4月1日 更新

☆1専門性の高い看護師との同行訪問:悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師又は利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師若しくは准看護師と共同して同一日に指定訪問看護を行った場合に算定する。

☆2複数名訪問看護加算:1人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であって、下記のいずれかに該当する場合

- ①厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、
- ②特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護をうけている利用者
- ③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、
- ④利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる利用者(看護補助者に限る)
利用者の状況から判断して①から④のいずれかに準ずると認められた場合

☆3長時間訪問看護加算:長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が、90分を超えた場合は週1回(15歳未満の超重症児・準超重症児については週3回)算定

- ①15歳未満の超重症児・準超重症児
- ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
- ③特別な管理を必要とする利用者

☆4特別管理指導加算:退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に該当する利用者について追加算定

☆5看護・介護職員連携強化加算:訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合に算定する

☆6訪問看護ターミナルケア療養費:1については在宅・特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、2については特別養護老人ホームで死亡した利用者に対して、主治医の指示により死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施した場合に算定

訪問看護ステーション ルピナス 料金表

介護保険		単位数(1単位10円～11.40円)			
		1割	2割	3割	
訪問看護費	20分未満	訪問看護 I 1	311単位	622単位	933単位
	30分未満	訪問看護 I 2	467単位	934単位	1401単位
	30分以上1時間未満	訪問看護 I 3	816単位	1632単位	2448単位
	1時間以上1時間30分未満	訪問看護 I 4	1118単位	2236単位	3354単位
	理学療法士等 20分以上	訪問看護 I 5	296単位	592単位	888単位
		訪問看護 I 5 2超	266単位	532単位	798単位
・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増し。 ・1月以内2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜加算を算定する。 ・准看護師の場合、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の1日2回以上訪問の場合、集合住宅の場合、単位数の90%で算定する。					
加算	緊急時訪問看護加算(月1回) あり・なし		574単位	1148単位	1722単位
	特別管理加算(月1回)	(I)	500単位	1000単位	1500単位
		(II)	250単位	500単位	750単位
	退院時共同指導加算(適応時) ☆1		600単位	1200単位	1800単位
	初回加算(適応月1回) ☆2		300単位	600単位	900単位
	長時間訪問看護加算(適応時) ☆3		300単位	600単位	900単位
	複数名訪問看護加算 (I) 2人の看護師が同時に行う場合	30分未満 ☆4	254単位	508単位	762単位
		30分以上	402単位	804単位	1206単位
	複数名訪問看護加算 (II) 看護師と看護補助者が同時に行う場合	30分未満 ☆4	201単位	402単位	603単位
		30分以上	317単位	634単位	951単位
	ターミナルケア加算(適応時) ☆5		2000単位	4000単位	6000単位
	看護体制強化加算(適応月1回)	(I)	600単位	1200単位	1800単位
		(II)	300単位	600単位	900単位
サービス提供体制強化加算(1回につき)		6単位	12単位	18単位	
看護・介護職員連携強化加算(月1回) ☆6		250単位	500単位	750単位	

エンゼルケア(自費)

10800円

☆1退院時共同指導加算: 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中・入所中に訪問看護ステーションの看護師等が主治医などと連携して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定する。(特別な管理を必要とする利用者については2回算定可能)

☆2初回加算: 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合に算定する(2か月の訪問看護を受けていない場合と予防⇄介護の変更時には再度算定可能)

☆3長時間訪問看護加算: 特別管理加算の対象となる利用者に対し、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合であって、その所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる時に算定する。

☆4複数名訪問看護加算: 下記の基準を満たし、利用者や家族の同意を得て同時に複数の看護師が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定する。

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

☆5ターミナルケア加算: 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施(死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護を受けている場合は1日以上)した場合(ターミナルケアを実施中に、死亡判断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡確認がされた場合を含む)

☆6訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行うための支援を行った場合に月1回算定する。

※通常の訪問実施地域(事業所から片道5km)以外へ訪問する場合は、実施地域を超えて5km未満1回 ¥200(税抜き)を徴収する。

※料金表は公的報酬に準じています。

平成30年4月1日

訪問看護ステーション ルピナス 料金表

介護予防		単位数(1単位10円～11.40円)			
		1割	2割	3割	
訪問看護費	20分未満	訪問看護 I 1	300単位	600単位	900単位
	30分未満	訪問看護 I 2	448単位	896単位	1344単位
	30分以上1時間未満	訪問看護 I 3	787単位	1574単位	2361単位
	1時間以上1時間30分未満	訪問看護 I 4	1080単位	2160単位	3240単位
	理学療法士等 20分以上	訪問看護 I 5	286単位	572単位	858単位
		訪問看護 I 5 2超	257単位	514単位	771単位
・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増し。 ・1月以内2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜加算を算定する。 ・准看護師の場合、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の1日2回以上訪問の場合、集合住宅の場合、単位数の90%で算定する。					

加算	緊急時訪問看護加算(月1回) あり・なし		574単位	1148単位	1722単位
	特別管理加算(月1回)	(I)	500単位	1000単位	1500単位
		(II)	250単位	500単位	750単位
	退院時共同指導加算(適応時) ☆1		600単位	1200単位	1800単位
	初回加算(適応月1回) ☆2		300単位	600単位	900単位
	長時間訪問看護加算(適応時) ☆3		300単位	600単位	900単位
	複数名訪問看護加算 (I) 2人の看護師が同時に行う場合	30分未満 ☆4	254単位	508単位	762単位
		30分以上	402単位	804単位	1206単位
	複数名訪問看護加算 (II) 看護師と看護補助者が同時に行う場合	30分未満 ☆4	201単位	402単位	603単位
		30分以上	317単位	634単位	951単位
	看護体制強化加算 (II) (適応月1回)		300単位	600単位	900単位
サービス提供体制強化加算(1回につき)		6単位	12単位	18単位	

エンゼルケア(自費)

10800円

☆1退院時共同指導加算: 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中・入所中に訪問看護ステーションの看護師等が主治医などと連携して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定する。(特別な管理を必要とする利用者については2回算定可能)

☆2初回加算: 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合に算定する(2か月の訪問看護を受けていない場合と予防⇄介護の変更時には再度算定可能)

☆3長時間訪問看護加算: 特別管理加算の対象となる利用者に対し、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合であって、その所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる時に算定する。

☆4複数名訪問看護加算: 下記の基準を満たし、利用者や家族の同意を得て同時に複数の看護師が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定する。

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

※通常の訪問実施地域(事業所から片道5km)以外へ訪問する場合は、実施地域を超えて5Km未満1回 ¥200(税抜き)を徴収する。

※料金表は公的報酬に準じています。

平成30年4月1日